

長門市告示第 89 号

長門市縁結び大使事業実施要綱を次のように定める。

平成 26 年 7 月 1 日

長門市長 大 西 倉 雄

長門市縁結び大使事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、独身者に出会いの機会を提供し婚姻を推進する縁結び大使の活動により、晩婚化及び未婚化に歯止めをかけ、定住人口の増加に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 縁結び大使 市が大使として登録し、婚姻を希望する独身の男女及びその親族からの相談に応じて、第 8 条各号の活動を行う者をいう。
- (2) 独身の男女 婚姻をしていない者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を除く。）で、市内に住所を有する者及び婚姻を機に市内に居住することを希望する者をいう。

(募集)

第 3 条 市長は、縁結び大使として活動する者を公募するものとする。

(応募資格及び登録申込)

第 4 条 縁結び大使に応募する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本事業の趣旨に賛同する者
- (2) 市内に住所を有し、又は市内に勤務する者
- (3) 独身の男女の情報を有し、熱意を持って円滑に活動に取り組める者
- (4) 婚姻等へのアドバイスやフォローができる者
- (5) 市税等の滞納がない者
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でない者で、かつ暴力団員と密接な関係を有さない者

(7) 営利を目的とした結婚相手紹介業等を営む団体に関わらない者

2 前項の規定を満たし、縁結び大使になろうとする者は、縁結び大使登録申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）及び誓約書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

（登録）

第5条 市長は、前条第2項の規定により申込書の提出があったときは、審査の上縁結び大使として登録するものとする。

2 市長は、前項の登録を行ったときは、縁結び大使登録証（別記様式第3号。以下「登録証」という。）を交付する。

3 市長は、登録した縁結び大使を市広報等により周知するものとする。

（登録期間）

第6条 縁結び大使の登録期間は、前条第1項の規定により登録した日から当該登録日の属する年度の末日までとする。ただし、縁結び大使が登録の更新を申し出た場合は、更に翌年度の末日まで期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときも同様とする。

（登録の抹消）

第7条 縁結び大使が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、登録を抹消できるものとする。

- (1) 第10条に定める遵守事項に違反したとき。
- (2) 縁結び大使としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 本人から登録抹消の申し出があったとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

（活動内容）

第8条 縁結び大使は、独身の男女に対して次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の独身の男女の引き合わせ及び紹介
- (2) 出会い及び婚姻に関する悩み相談を受けたときのアドバイス及びフォロー
- (3) 地域の独身の男女への市や民間事業者等が主催する出会いのためのイベント情報の紹介
- (4) その他縁結びに必要な活動

（費用負担）

第9条 市は、縁結び大使が活動を行うときに要する費用は支給しない。

(遵守事項)

第10条 縁結び大使は、活動を行うときには次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に個人情報の保護及び人権への配慮に努めること。
- (2) 身元調査をしないこと。
- (3) 当事者の意思を尊重すること。
- (4) 利益を得ることを目的とした活動をしないこと。

(報告)

第11条 縁結び大使は、その活動により独身の男女が婚姻届を提出し、次に掲げる事項のいずれにも該当するときは、婚姻成立報告書(別記様式第4号。以下「報告書」という。)及び婚姻及び市内居住届出書(別記様式第5号。以下「届出書」という。)により、速やかに市長に報告するものとする。

- (1) 婚姻後、当該夫妻が市内に住所を有し、将来に渡って定住する意思を示していること。
- (2) 縁結び大使の活動により婚姻に至ったこと。
- (3) 婚姻した男女ともに日本国籍を有していること又は婚姻日以前に国内に1年以上継続して住所を有していること。
- (4) 婚姻した男女のうち、第8条第1号の時点で少なくとも1人が30歳以上であること。
- (5) 婚姻した男女ともに縁結び大使と3親等以内の親族でないこと。

(報奨金)

第12条 市長は、報告書及び届出書を受理し、その内容を審査の上適正と認めたときは、報奨金として、1組の婚姻につき100,000円を縁結び大使に支給する。

(報奨金の返還)

第13条 市長は、前条の報奨金の支給を受けた者又は婚姻した男女が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した報奨金を返還させることができる。

- (1) 虚偽の報告その他不正行為をしたとき。
- (2) その他市長が不相当と認めたとき。

(秘密の保持)

第14条 本事業に関係する全ての者は、本事業により知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。ただし、本事業を推進するために必要な情報であって、

本人から他者に情報提供することについて承諾を受けた事項については、この限りではない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。